昆布盛ウインドファーム 6号機風車破損事故に関する報告 【第3報】

(令和2年1月9日修正版) 令和元年11月19日 JEN昆布盛ウインドファーム株式会社

前回ワーキング(令和元年10月28日)での指摘事項

(1) 主軸ずれが発生した原因究明と再発防止策

・ 第1軸受(スラスト軸受)が壊れた原因を調査すること

(2) 今回の事象に関する資料記載

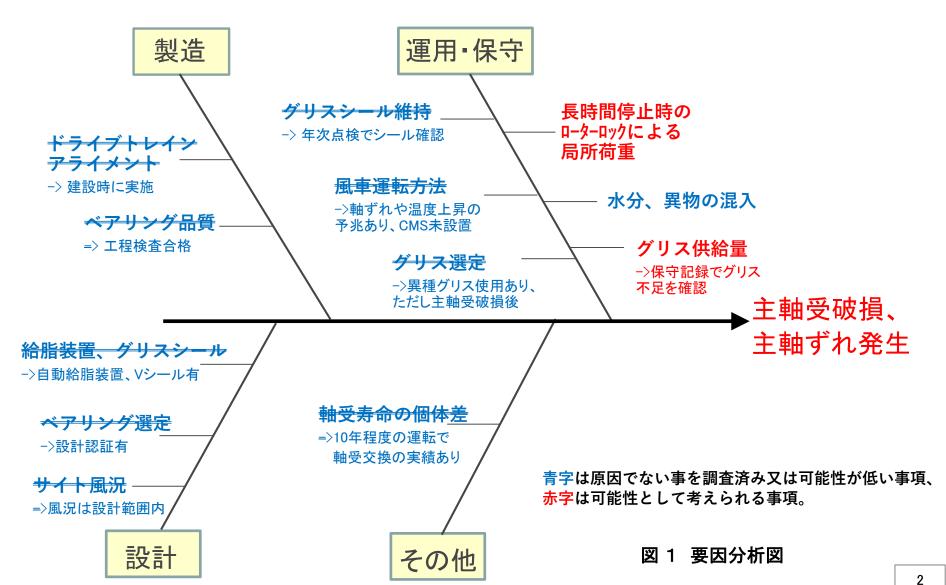
・回転検出器故障と、グリス黒化確認から運転継続に至った事象 について、ワーキングにて口頭で説明した内容を資料に報告書 として書き残すこと

(いつ、誰が、どのようなタイミングで、何を基準に)

・点検記録について、いつ行ったかを記載すること

1. 主軸ずれが発生した原因究明(1)

1.1 軸受損傷、主軸ずれの推定要因



1. 主軸ずれが発生した原因究明(2)

1.2 過去3年間の運転データログ(履歴)、保守記録(作業・整備記録)を確認

- (1) 運転データログ (履歴)
 - ・2016/12~2017/9 に主軸受オートグリーサー圧力異常が頻発。 グリス注入系統の詰まり気味と推定。

Date	Time	No	Text
2016/7/21	17:08:12	304	Main bearing grease storage tank empty
2016/11/26	10:01:54	304	Main bearing grease storage tank empty <u></u> *1
2016/12/19	9:04:06	330	MBL pressure fault ×2
2017/4/24	9:02:05	330	MBL pressure fault
2017/6/19	15:02:24	330	MBL pressure fault
2017/7/3	17:49:22	330	MBL pressure fault
2017/8/3	17:39:28	330	MBL pressure fault
2017/8/6	7:08:18	330	MBL pressure fault
2017/8/29	1:06:59	330	MBL pressure fault
2017/9/5	1:04:18	330	MBL pressure fault
2018/1/10	5:36:03	304	Main bearing grease storage tank empty

※1: Main bearing grease storage tank empty: オートグリーサー貯蔵タンクレベル低。 グリス消費によりレベルが低下して発生。

※2:MBL pressure fault:

※MBL: Main Bearing Lubrication 主軸受オートグリーサー圧力異常。

グリス注入系統の詰まり気味等が原因で発生

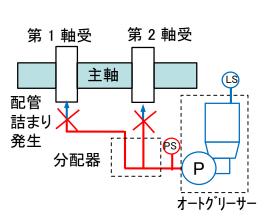


図 2 グリス注入系統説明

1. 主軸ずれが発生した原因究明(2)

- (2) 保守記録(作業・整備記録)を確認 (オートグリーサー貯蔵タンク補充履歴)
 - ・ 2016/11/26 年次点検グリス12.5kg補充
 - ・ 2018/1/11 年次点検グリス補充※ただし「予定した量は補充できなかった」と記載あり。この一年間グリス消費量が少なかった事が判明。

以上から、2016/12~2018/1の期間、主軸受にグリスが十分供給されなかった。

参考:注入量、方法、頻度等の調査

メーカ調査:グリス注入の適切な頻度、量

① 注入量 : グリスポンプ仕様 42g/分

② 給脂方法 :自動給脂(第1軸受 + 第2軸受)

③ 頻度 : 1回/週 11分間運転: 462g/週

年間注入量 (軸受2台分) : 24kg

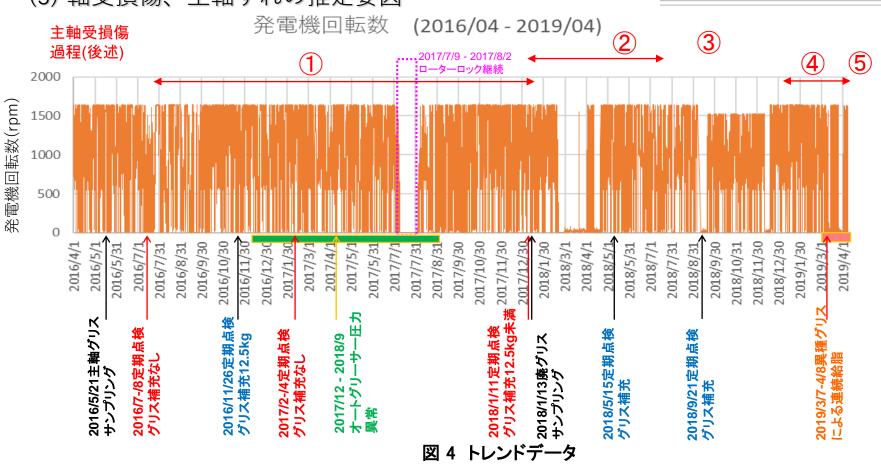
- ④ 軸受グリス充填量
 - ・第1軸受のグリス充填量:40kg,第2軸受のグリス充填量:30kg
- ⑤ 仕様グリス(風車メーカ推奨品)モービルSHC460WT 他



図3 オートグリーサー

1. 主軸ずれが発生した原因究明(2)

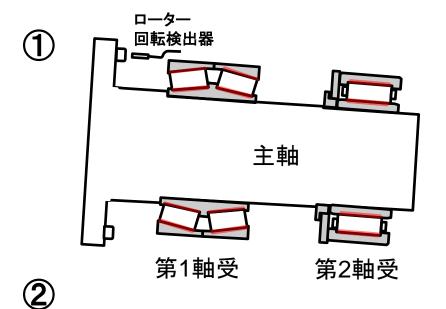
(3) 軸受損傷、主軸ずれの推定要因

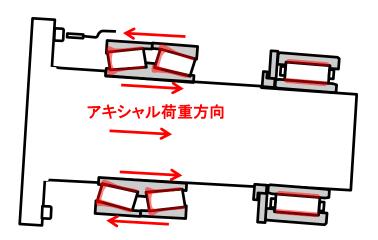


- ・前述のグリス不足期間に、 風車トラブル対応のため「1ヶ月間」ローターロックを継続して いた期間あり。
- 「1年間」の軸受グリス不足に加えて「1ヶ月間」のローターロックによって主軸受の荷重が一ヶ所に集中したことで、転動体、内輪、外輪に油膜切れ、発錆、摩耗、剥離が発生し、 軸受寿命の短縮につながったと推定する。

1. 主軸ずれが発生した原因究明(3)

1.3 主軸受損傷、主軸ずれの過程(推定)





①「1年間の」軸受のグリス不足や「1ヶ月間」 のローターロックを起因として 第1・第2軸受 の摩耗、剥離が発生 (2016年11月~2018年1月)

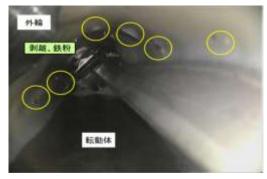


図 6 第1軸受内視鏡写真

② 運転時アキシャル荷重及び摩耗の進行に よって、第1軸受の軸方向のギャップ発生

図 5 主軸受損傷説明図(1)

1. 主軸ずれが発生した原因究明(3)

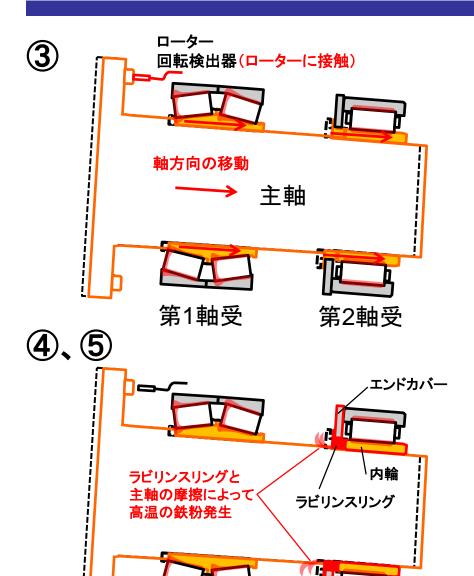


図 7 主軸受損傷説明図(2)

- ③ 主軸が軸方向に移動 (回転検出器がロータに接触) (2018年9月)
- ④ 第2軸受ラビリンスリングが第2軸受内輪、エンドカバーに接触(第2軸受温度上昇、グリス黒化、異音発生)(2018年12月~2019年3月)
- ⑤ ラビリンスリングと主軸の間に摩擦 が発生し、高温の鉄粉が発生 (2019年3月~4月)



図8 第2軸受の主軸部周辺

1. 主軸ずれが発生した原因究明(4)

1.4 設計時点と実運用

(1) GE 2.5 設計評価 IEC61400-1 class IIa

GE 2.5 60Hz: 設計評価にて荷重条件(Load Assumptions)、荷重計算 (Load Calculations)や その他安全設計機能はすべて評価・審査を完了。

GE 2.5 50Hz/60Hzの発電機、増速機、主軸受は共通かつ、ローター回転数も同一であるため、 60Hz機の主軸受は本設計条件と同じである。

Statement of Compliance



22nd June 2011

page 1/4

Annex 2

DAA-GL-003-2006, Rev. 2

GL Renewables Statement No.

Technical specifications for GE 2.5 60 Hz

Main data

Type

Horizontal axis wind turbine with

variable rotor speed

88 m

Rotor diameter Independent electromechanical pitch Power regulation

system for each blade

Rated power Hub height

Rated rotational speed

Operating range rotational speed Cut-in wind speed

Rated wind speed

Cut-out-wind speed (10 min mean) Extreme wind speed (50-year-gust) Annual average wind speed

Design life time IEC 61400-1, class 2500 kW 85 m 16.5 rpm

5... 18.33 rpm 3.5 m/s

12.2 m/s 25.0 m/s 59.5 m/s 8.5 m/s 20 years

lla

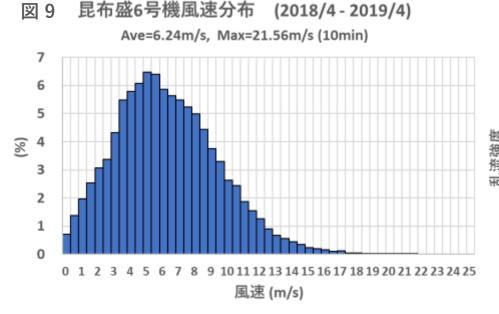
1. 主軸ずれが発生した原因究明(4)

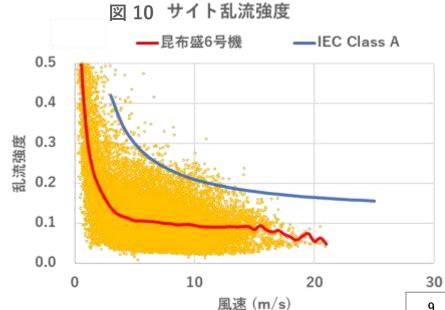
(2) サイト風況解析結果

風車運転データ得られた平均風速、 極地風速、乱流強度は設計風速以下 であり、サイト風況が主軸受損傷の 原因ではないと考える。

	設計値 IEC class IIa	サイト風況
極値風速 (Vref) (m/s 10min平均)	42.5	21.6
年間平均風速 (m/s)	8.5	6.2
乱流強度 (15m/s時)	0.16	0.08

表 2 設計値と現況の比較





2.1 詳細確認結果

(1) 整備記録

過去3年間に遡り、電気事業法に基づく保安規程、定期事業者検査実施要領書、点検マニュアルに基づいた主軸受関係の点検記録を調査。

点検根拠		点検及び頻	İ度	点検内容	調査結果
		巡視点検手入	1ヶ月	温度、回転、過熱、異臭、給油状況	2016/4まで遡り異常なしを確認
伊史坦和		定期点検手入	3ヶ月	音響、振動、温度	2016/4まで遡り異常なしを確認
保安規程 	 法 		1年	汚損、緩み、伝達装置外観点検	2016/11まで遡り異常なし確認
	定	精密点検手入	適宜	定期点検結果より内部分解	対象なし
定期事業者検査 実施要領書		定期事業者 検査(主軸受)	1年	グリス状態(色)を確認	2017/9まで遡り異常なしを確認
点検マニュアル		点検マニュアルに	6ヶ月	廃グリースコンテナーの清掃	2016/11まで遡り清掃を確認
(メーカー標準メンテナンス マニュアルを和訳)	自	基づく 半年点検	1年	オートグリーサへのグリス補充	2016/11まで遡り補充を確認
	主	年次点検	1年	目視によるベアリングの動作状況	2016/11まで遡り異常なし確認
_		SCADAシステム	常時	主軸受の温度モニタリング、警報	2016/4まで遡り異常なしを確認

表 3 点検記録調査結果

- ・目視にてグリス状態(色)を確認 ⇒点検マニュアルに基づいた点検記録で<mark>変色他異常なしを確認</mark>
- ・SCADA(監視装置):常時軸受温度モニタリング⇒警報設定値以内を第1軸受、第2軸受とも確認

(2) 本来行うべき対応と今回の対応との差異

各種対応について、事象ごとに本来行うべき対応(メーカー標準メンテナンスマニュアル、保安規程、定期事業者検査実施要領書)と今回の対応との差異を調査した。

【調査内容の時系列】

年	20	16					20	17						2018				2019			20
月	11	12	2~4	4	6	7			3		9	12	5	9	9	3					4
日	_	19	_	24	9	3	2	3	6	29	5	-	_	_	20	_	6	7	12	19	8
本来行うべき対応と今回対応の差異調査事象	年次点検	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	半年点検	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	1ヶ月間のローターロックによる局所荷重	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	主軸受オートグリーサー圧力異常警報	年次点検	半年点検	年次点検	ローター検出器故障のため交換	半年点検	ローター検出器の間隙調整	第1軸受の異音、廃グリスの黒化を確認オートグリーサーを間欠運転から連続運転に変更	メーカー推奨品と異なるグリスを押出し用に変更	(第1軸受+第2軸受⇒第1軸受) オートグリーサーのライン変更	風車破損事故(火災)発生
頁	P12	P16	P13		P16		P14		Р	16		P12	P13	P12	P14	P13	P14	P15 P16	Р	16	

【点検マニュアルに基づく年次点検】

2017年度より年次点検は定期事業者検査に併せて実施

		メーカ標準・規程基準に基づく本来行うべき対応			今回	回の対応		
いつ	発生事象	メーカーから提出の 英文技術資料	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	今回の対応	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	差異理由
2016. 11月	年次点検 (グリス補量、 主軸状態異 常なし)	・メーカー標準メンテナンスマニュアルでの点検を推奨 【メンテナンスマニュアル記載】 ・グリス補充量:12kg/半年 ・主軸受点検事項 Vシール点検 / 異音確認 ・廃グリス受清掃 ・オートグ・リーサー動作確認 ・主軸ズレの有無を確認(ラセ・リンスリ ング、、主軸へ・イント等)	※保安規程 運転保守会社から運営管理会社に点検記録を提出し、運営管理 会社から電気主 任技術者に報告する。	運営管 理会社	運転保守会社が和訳したメーカー標準メンテナンスマニュアルに基づき点検。 ・オートグ・リーサーへ規定量のグリス補充を実施した。	運営管理会社 に点検記録を提 出し、運営管理 会社から 電気 主任技術者に 報告した。	運営管 理会社	年次点検報告書には「主軸ズレの有無を確認」する項目が無かった。(マニュアルにはベアリング動作状況と記載され和訳もされて点検していたが、その内容が主軸ずれの確認であることに結びつかなかった)
2017. 12月~ 2018. 1月	年次点検 (グリス補充 不十分、主 軸状態異常 なし)	同上	※保安規程 ※定期事業者 検査要領令会社から運営管理会社から運営管理会院記録を理 に点は、運営管理会社が ではがある。 を担けが者に報告する。	同上	運転保守会社が和訳したメーカー標準メンテナンスマニュアルに定期事業者検査記録として「軸受温度を測定又はかリスの状態(鉄粉濃度等)を確認する。」を追記し、点検を実施。 ・オートケリーサー補充タンクへかリス補充したが予定量よりは少なかった。	同上	同上	年次点検報告書には主軸ズレの有無を確認する項目が無かった。 運転保守会社、運営管理会社ともオートがリーサーへのがリス補充量が少ないことを不具合とは気づかなかった。 (ケッリス補充量の報告無し)
2018. 9月	年次点検 (グリス補充 量、主軸状 態異常なし)	同上	同上	同上	同上 ・オートグリーサーへ規定量の グリス補充を実施した。	同上	同上	年次点検報告書には主軸ズレの有無 を確認する項目が無かった。

【点検マニュアルに基づく半年点検】

		メーカ標準・規程基準	に基づく本来行うべき対	応	今回の)対応		
いつ	発生事象	メーカーから提出の 英文技術資料	保安規程・定期事 業者検査要領に 基づく報告	風車運 転可否 判断	今回の対応	保安規程・定 期事業者検査 要領に基づく 報告	風車運 転可否 判断	差異理由
2017 2~4月	半年点検 (グリス補 充なし)	メーカー標準メンテナンスマニュアルでの 点検を推奨 【メンテナンスマニュアル記載】 ・ケッリス補充量:12kg/半年 ・主軸受点検事項 Vシール点検/異音確認 ・廃グリス受清掃 ・オートケッリーサー動作確認	※保安規程 運転保守会社から 運営管理会社に点 検記録を提出し、 運営管理会社から 電気主任技術者に 報告する。	運営管 理会社	運転保守会社が和訳したメー カー標準メンテナンスマニュアルに基づ き点検。 ・オートグリーサー補充タンクレベルが 下がっていなかったためグリス 補給なし。	運営管理会社 に点検記録を 提出し、運営 管理会社から 電気主任技術 者に報告した。	運営管 理会社	オートケ゛リーサーの補充タンクにケ゛リス補給なしの事象がオートケ゛リーサーの詰まりであることを認識できなかった。
2018. 5月	半年点検 (グリス補 充あり)	同上	※保安規程※定期事業者検査要領書運転保守会社から運営管理会社に点検記録を提出し、運営管理会社から電気主任技術者に報告する。	同上	運転保守会社が和訳したメー カー標準メンテナンスマニュアルに基づ き点検。 ・オートグリーサーへ規定量のグリ ス補充を実施した。	同上	同上	差異なし。
2019. 3月	半年点検 (6号機の 不具合報 告なし)	同上 不具合情報は定期事業者 検査の検査報告書に記載 (JEAG5005-2017風力 発電設備の定期点検指針 参照)	同上	同上	同上 ・オートケ・リーサーはケ・リス入替で 常時運転のため、ケ・リスを毎 日補給したので補充量は満 たしている。	同上	同上	定義事業者検査の主軸点検は年1回 の確認項目のため、半年点検では不 具合を記録に残してなかった。

【不具合対応:ローターロック(増速機 軸端ポンプ不具合)】

		メーカ標準・規程基準に基づ	びく本来行うべき対応	<u>,</u>	今	回の対応		
いつ	発生事象	メーカーから提出の 英文技術資料	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	今回の対応	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	差異理由
2017. 8.2	1ヶ月間のロ- タ-ロックによる 局所荷重	【メンテナンスマニアルの注意事項】 メンテナンスマニアルでかが一されていない 事項(正常な状態でない運転など) についてはメーカーに連絡をする。 【ローターロックの取り扱い】 ・風車にローターロックをかけたままの状態することは禁止。 【長期風車停止時のメンテナンス方法】 ・メインヘ、アリンク、は廃か、リス受け清掃、推奨ケ、リスを主軸に補充する (メーカー連絡時の想定対応)* 風車運転前に遊転状態でが、リース給脂、ヘ、アリンク、の異音等点検。	※保安規程 保安に関わる事 項は運営管理 会社から電気 主任技術者へ 報告する。	運営管 理会社	軸端ポンプ。不具合につきローターロックは作業上必要だった。 作業終了時、運営管理会社と運転保守会社にて風車運転前点検の実施、ハッアングの異音等点検したが異常はなかったためがリス補給、軸受点検をしなかった。	運営管理会社から電気主任技術者へは作業内容について事後報告	運営管 理会社	メーカーマニュアルでカバーされていない事項なのでメーカー連絡となっているが、修理業者が対応しているのでメーカーには連絡せずに1ヶ月間ローターロックの状態が継続した。 通常小修理の範囲のため運営管理会社から電気主任技術者には事後報告。 運転開始前に修理業者、運営管理会社、運転保守会社で各部を点検し異常がなかったためグリス注入はしなかった。

【不.	具合対応	:ローター回転検出	器不具合		4	今回の対応		
いつ	発生事象	メーカーから提出の 英文技術資料	保女祝住・止州 事業者検査要 領に基づく報告	風卓運 転可否 判断	今回の対応	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	差異理由
2018. 9.20	□-9-回転検 出器故障のた め交換(先端 部削れ確認)	【メンテナンスマニアルの注意事項】 メンテナンスマニアルでカバーされていない 事項(正常な状態でない運転など) については連絡をする。 (メーカー連絡時の想定対応)* 回転検出器の点検、故障の場合は 交換。検出故障原因の調査 (主軸移動有無の確認を含む) ※点検、原因調査は都度の判断。	※保安規程 保安に関わる事 項は運営管理 会社から電気 主任技術者へ 報告する。	運営管理会社	運転保守会社にて NO2回転検出器 故障につき交換した	運営管理会社から主任技術者へは事後報告	運営管 理会社	メーカーマニュアルでかい、一されていない事項なので メーカー連絡となっているが、回転検出固有の 故障と判断しメーカーへの連絡、主軸移動の 有無は確認しなかった。 通常小修理の範囲のため運営管理会社 から電気主任技術者には事後報告。 運転管理者はNo2回転検出器の固有の 故障と判断したため運転開始を判断した
2019. 3.6	ローター回転検 出器の間隙 調整(先端部 の摺れ確認)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

【不具合対応:軸受の異音、廃グリスの黒化】

		メーカ標準・規程基準に基づ	び、本来行うべき対応	-	4	今回の対応		
いつ	発生事象	メーカーから提出の 英文技術資料	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	今回の対応	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	差異理由
2019. 3.7	第1軸受の異 音、廃かリスの 黒化を確認	【メンテナンスマニュアルの注意事項】 ・マニュアルでかが一されていない事項 (正常な状態でない運転など)については連絡をする。 (メーカー連絡時の想定対応)* 運転継続可否を以下で確認。 ボッスコープ。検査、がリスサンプ。ル分析、 主軸移動量確認。風車を遊転状態としてがリス入替	※保安規程 主軸受のグリス 状態確認は定 期象項目もな 運転中でも確認 リス黒保存 りはたら保持 も で りままに も を りままで りままに は を りますで りままに ります。 りままに ります。 ります。 ります。 ります。 ります。 りまな ります。 ります。 ります。 ります。 ります。 りまな ります。 りまな。 りまな。 りまな。 りまな。 りまな。 りまな。 りまな。 りまな	運営管理会社	運営管理会社は 廃グリスの黒化を 確認したので遊転 してグリスの入替を 行った。 グリスの状態を確 認するために運転 を開始した。	運営管理会社 は廃グリスの黒 化を確認したの でグリスの入替を 優先したため事 後確認。	運営管理会社	【報告】 がリス入替をまず行ない重大な不具合を確認することを優先したため、運営管理会社から電気主任技術者にはがリス入替の件は事後報告になった。 【判断】 電気主任技術者は報告内容から重大な不具合とは判断できなかった。 【作業対応】 メーカーマニュアルでカバーされていない事項なのでメーカー連絡となっているが、通常のケッリス入替作業となりメーカーへは連絡しなかった。

※赤字は差異が発生している部分

*印はメーカー技術文書には具体的な対応は無いがメーカーに問合せた場合の対応案

表 4 運転可否判断状況(4)

【オートグリーサ対応操作】

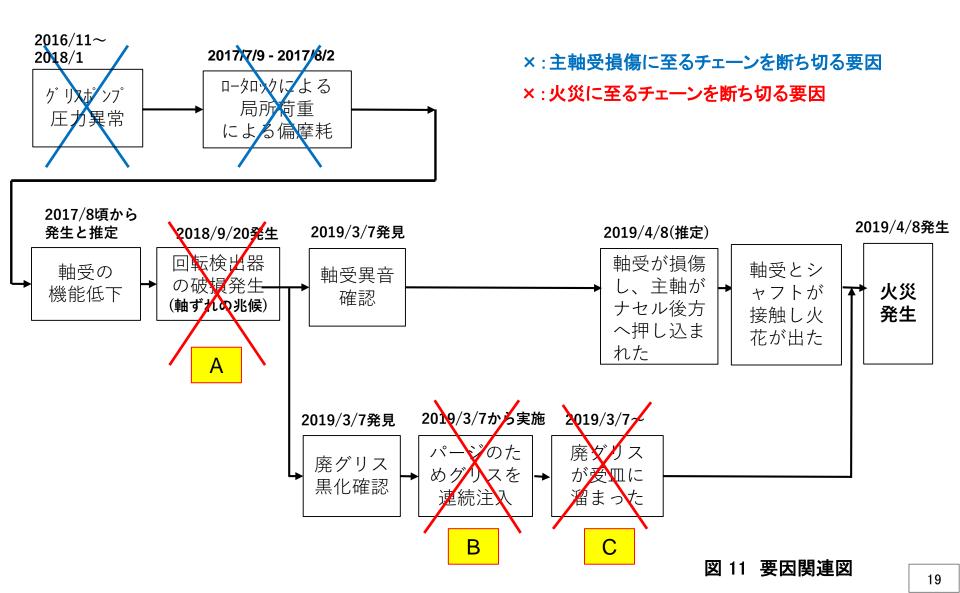
-1	1//	ノブルのまた						
		メーカ標準・規程基準に基づ	び、本来行うべき対応	<u>,</u>	4	一つ対応		
いつ	発生事象	メーカーから提出の 英文技術資料	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	今回の対応	保安規程・定期 事業者検査要 領に基づく報告	風車運 転可否 判断	差異理由
2016. 12.19	主軸受わり、リーサー圧力異常警報	ポンプエレメント閉塞の場合はエレメント 分解清掃、逆支弁閉塞の場合は 逆支弁交換を実施する。	※保安規程 運営管理会社 から電気主任技 術者には事故 又は異常時に 報告する。	_	運転保守会社は 警報をリセットして様 子見とした。	特に報告なし。	ı	運転保守会社はオーケ・リーサー付随設備であり、警報リセット後に再発しないので一過性と考え特に報告しなかった。以降、数日に1回程度同じ警報が発生することもあったが同様に報告しなかった。
2019. 3.7	オートク゛リーサーを 間欠運転か ら連続運転に 変更	【メンテナンスマニュアルの注意事項】 ・マニュアルでかが、されていない事項 (正常な状態でない運転など)についてはメーカーに連絡をする。 (メーカー連絡時の想定対応)* メーカーに運転継続可否判断として以下の実施。 ボアスコープ。検査、グリスサンプル分析、主軸移動量確認 風車を遊転状態としてがリス入替を実施。	※保安規程 運営管理会社 から電気主任技 術者には事故 又は異常時に 報告する。	運営管理会社	運転保守会社は 手動にてグリス入 れ替え操作を行っ たが注入がうまくで きなかったためオート がリーサーにて連続 補給した	運営管理会社 から電気主任技 術者に報告した	運営管理会社	オートグ・リーサーの連続運転はメーカーマニュアルでカ バ・一されていない事項なのでメーカー連絡となっ ているが、付随設備のオートグ・リーサーなのでメー カーにグ・リス入替方法を確認せずに連続運 転した。
2019. 3.12	メーカー推奨品 と異なるがリス を押出し用に 変更	同上 【メンテナンスマニュアル記載】 主軸受におけるグリスの混合は許可しない。	同上	同上	がリス入替はがリス を多く使用する為 同じリチウム系がリ スにて入替を実施	同上	同上	運営管理会社は同系がリスであるためメーカー に確認せずに安価なグリスを選択した。
2019. 3.19	オートケ・リーサーの ライン変更(第 1軸受+第 2軸受⇒ 第1軸受)	【メンテナンスマニュアルの注意事項】 ・マニュアルでカバーされていない事項(正常な状態でない運転)については連絡をする (メーカー連絡時の想定対応)* メーカーに運転継続可否を確認。 ボ・アスコープ・検査、ケ・リスサンプ・ルの分析、主軸移動量確認。 風車を遊転状態としてケ・リス入替実施。	※保安規程 運営管理会社 から電気主任技 術者には事故 又は異常時に 報告する。	同上	グリス入れ替え時 に注入具合が悪い ためライン変更した。	運営管理会社 から電気主任技 術者に事後報 告した。	同上	がリス注入ラインの変更はメーカーマニュアルでカバーされていない事項ではあるが技術的に問題ないと考えメーカ・連絡しなかった。 付随設備のライン変更なので運営管理会社から電気主任技術者には事後報告。

(3) 本来行うべき対応と今回対応との差異から見た事象についての原因と再発防止対策案

検出タイミング	本来行うべき対応との差異理由	原因	再発防止対策	
年次点検	年次点検報告書には「主軸ズレの有無を確認」する項目が無かった。	マニュアルにはベアリング動作状況と記載され和訳もされて点検していたが、その内容が主軸ずれの確認であることに結びつかなかった。	【運転基準値の明確化】 ・主軸ズレの確認と、修理判 断基準を明確化する。	
	運転保守会社、運営管理会社ともオートグリーサーへのグリス補充量が少ないことを不具合とは 気づかなかった。	運転中や点検、不具合対応時を含めたグリス	【運転基準値の明確化】 ・ケッリスの半期補充量を記録	
半年点検	オートク゛リーサーの補充タンクにグリス補給なしの事象がオートグリーサーの詰まりであることを認識できなかった。	の累積補給量の管理がなかった。	管理する。	
十十点快	半年点検では不具合を記録に残してなかった。	定義事業者検査の主軸点検は年1回の確認 項目のため不要。	_	
軸端ポンプ 修理に伴う	メーカーマニュアルでカバーされていない事項なのでメーカー連絡となっているが、修理業者が対応しているのでメーカーには連絡せずに1ヶ月間ローターロックの状態が継続した。	ローターロックへの影響について特別な意識が働か	【運転基準値の明確化】 ・ローターロック後は軸受点検、ケ゛リ	
ローターロック	運転開始前に修理業者、運営管理会社、運転保守会社で各部を点検し異常がなかった ためグリス注入はしなかった。	なかった。	ス給脂、廃がリスの分析確認を 実施する。	
回転検出器	メーカーマニュアルでカバーされていない事項なのでメーカー連絡となっているが、回転検出固有の故障 と判断しメーカーへの連絡、主軸移動の有無は確認しなかった。	回転検出器故障の真の原因追求に至らず、	【軸ズレ検知センサー追加設置】 ・軸ブルを検知に運転停止す	
不具合	運転管理者はNo2回転検出器の固有の故障と判断したため運転開始を判断した	不具合単品の単品取替修理で終了した。	・軸ズレを検知し運転停止するセンサーを追加設置する。	

検出タイミング	本来行うべき対応との差異理由	原 因	再発防止対策
軸受異音・ 廃グリス黒化	メーカーマニュアルでカバーされていない事項なのでメーカー連絡となっているが、通常のグリス入替作業となりメーカーへは連絡しなかった。	重大な不具合か否かを確認していたため電気 主任技術者への報告が事後になった。	【保安規程細則の制定】 ・保安上重要な項目について 異常時の主任技術者への 連絡を明確化する。
	電気主任技術者は報告内容から重大な不具合とは判断できなかった。	廃グリスの定量的な判断尺度がなく、計測方 法も標準化されてなかった。	【運転基準値の明確化】 運転継続可否判断基準を明 確化する。
	メーカーマニュアルでカバーされていない事項なのでメーカー連絡となっているが、通常のグリス入替作業となりメーカーへは連絡しなかった。	がリス入替作業は経験があるので特にメーカーに 連絡しなかった。	【グリス入替方法標準化】
	運転保守会社はオートグリーサーは付随設備であり、警報リセット後に再発しないので一過性と考え特に報告しなかった。以降、数日に1回程度同じ警報が発生することもあったが同様に報告しなかった。	風車の停止につながる故障警報でなく、付随 設備(オーケ*リーサー)の注意喚起のための警報 でリセットできたため問題ないと考えた。	【保安規程細則の制定】 ・保安上重要な項目について 注意喚起であっても頻発する 警報は電気主任技術者に 連絡する。
オートク゛リーサー 対応操作	オートグリーサーの連続運転はメーカーマニュアルでカバーされていない事項なのでメーカー連絡となっているが、 付随設備のオートグリーサーなのでメーカーにグリス入替方法を確認せずに連続運転した。	オートケ゛リーサーは付随設備であり、メーカーとも保守 契約を締結してないこともあってメーカーへの確認 を躊躇した。	
	運営管理会社は同じリチウム系グリスであるためメーカーに確認せずに安価なグリスを選択した。	通常のグリス補給ではなくグリス入替のためであ	【グリス交換方法標準化】 ・主軸グリス入替作業について メーカー技術資料を参考に作業 標準書を整備する。
	グリス注入ラインの変更はメーカーマニュアルでカバーされていない事項ではあるが技術的に問題ないと考えメーカー連絡しなかった。	り問題ないと考えた。	

3. まとめ(再発防止策)



3. まとめ(再発防止策)

主軸受損傷の再発防止対策としてハード面では軸ズレ検知センサーを追加設置することにする。 また、管理値による定量管理および文書類の不足が見られたことから点検マニュアルを 改善することにする。

火災防止要因		項目	再発防止対策
ハード 対策	A	軸ズレ検知セン サーの追加設置	• 万一の軸ズレを検知し、風車を自動停止するセンサーを追加する。
ソフト 対策	ВС	運転基準値の 明確化	・主軸のズレ又は回転検出器故障等、ベアリング機能低下の兆候が認められた際の運転継続可否と修理の判断基準を点検マニュアルの付属文書で明確化する。
	ABC	グリス入替 方法標準化	・主軸グリス入替作業について メーカー技術資料を参考に点検マニュアルに紐づく作業標準書を整備する。
	A	教育の徹底	・上記項目やルールなどについて保安規程細則に基づき年度毎に保安教育計画 を定め、電気主任技術者よりO&M要員に教育する。

軸受破損防止要因	項目	再発防止対策
ソフト対策	運転基準値の 明確化	・グリスの半期補充量を記録管理する。 ・長期間のローターロック後は点検とグリス給脂、廃グリス量の確認をする ・上記項目の管理方法を点検マニュアルの付属文書で明確化する。

3. まとめ(再発防止策)

主軸受の損傷については以下の点検、警報では気づかなかった。

- ・点検マニュアルに基づく年次点検
- ・半年点検
- ・オートグリーサーの警報頻発

また、事故の原因と再発防止を考える中で、他の設備でも同様に起こりえる以下の事象を確認した。

- ・対応方法(操作対応、警報対応など)が独自の判断となった項目があり組織として共有されなかった。
- ・ 各種設備の警報や事象に対して機器単体の対策で終了し、組織全体として重大な事故 につながるか否かの対応を共有できなかった。

よって以下の再発防止対策を追加する。

報告連絡体制	項目	再発防止対策
	保安規程細則 の制定	・定検解釈で定められている検査対象項目(部位)に関連する点検や、運転中の 不具合・頻度の高い警報などの予兆情報 は速やかに電気主任技術者に連絡 する。
ソフト対策		・法定検査項目のうち不具合発生が考えられるものはメーカーと対応を協議しなが ら事前にルール化しておく。
		・上記項目と、教育によるルールの維持を保安規程細則で明確化する。
		•保安規程についても不明確な箇所は分かり易くする。